

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社JPホールディングス		コード	2749
提出日	2020/6/4	異動(予定)日	2020/6/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	關 昭太郎	社外取締役	○														○		有
2	穴田 卓司	社外取締役	○											○					有
3	佐原 忠一	社外取締役	○	△														新任	有
4	柏女 靈峰	社外取締役	○														○	新任	有
5	勝又 英博	社外取締役	○														○	新任	有
6	伊丹 俊彦	社外取締役	○														○	新任	有
7	鶴谷 明憲	社外取締役	○														○	新任	有
8	矢板 賢	社外取締役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		關昭太郎氏は、複数の教育機関の要職及び政府関係会議の有識者委員を多数歴任し、教育及びガバナンスの深い見識を有しており、その豊富な知識と経験から、当社の経営に対する監督や経営全般に係る助言を行っており、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ることができるものと判断しております。 また、同氏は東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しないため、独立役員として選任しております。
2	当社は穴田卓司氏の所属する佐藤総合法律事務所との間で法律顧問契約を締結しておりました。	穴田卓司氏は、公認会計士としての高い専門性ととも、企業経営コンサルティング業務等を通じて企業経営に関する見識を有することから、その豊富な知識と経験を活かして、当社の経営に対する監督や経営全般に係る助言を行っており、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ることができるものと判断しております。なお、同氏は、これまで直接会社経営に関与した経験は有しておりませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。 また、同氏は東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しないため、独立役員として選任しております。
3	佐原忠一氏は、平成19年5月から平成20年4月まで、当社の情報管理室長でした。退職後は当社の業務に関与していません。	佐原忠一氏は、金融機関における豊富な経験とIR活動コンサルティング企業で培われた、ステークホルダーとのコミュニケーション等に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。また、2018年10月より当社監査役として、その知見をもとに様々な角度から監査を行い、経営の健全性、適正性の確保に努めました。これらの知識や実績から、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ることができるものと判断しております。 また、同氏は東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しないため、独立役員として選任しております。
4		柏女靈峰氏は、児童福祉および幼児教育に関して長年の経験と専門的知見を有しており、当社グループの保育事業を中心とした経営全般に関し、適切な助言をいただけるものと判断しております。なお、同氏は、これまで直接会社経営に関与した経験は有しておりませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。 また、同氏は東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しないため、独立役員として選任しております。
5		勝又英博氏は、国内外の金融機関における豊富な経験及び見識を有しており、その豊富な経験・見識を活かして、当社の監査体制がさらに強化できるものと判断しております。 また、同氏は東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しないため、独立役員として選任しております。
6		伊丹俊彦氏は、検事及び弁護士としてコーポレート・ガバナンス及び企業コンプライアンスについて長年携わり、豊富な経験と高度な専門的知見を有していることから、客観的な立場で取締役の業務執行を監査できるものと判断しております。なお、同氏は、これまで直接会社経営に関与した経験は有しておりませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。 また、同氏は東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しないため、独立役員として選任しております。

7		鶴谷明憲氏は、企業の危機管理、コンプライアンスに関する幅広い見識を有しており、客観的な立場で取締役の業務執行を監査できるものと判断しております。なお、同氏は、これまで直接会社経営に関与した経験は有していませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。また、同氏は東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しないため、独立役員として選任しております。
8		矢板賢氏は、税理士、公認会計士として会計および税務分野に関する豊富な経験と知識を有していることから、当社の監査体制がさらに強化できるものと判断しております。なお、同氏は、これまで直接会社経営に関与した経験は有していませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。また、同氏は東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しないため、独立役員として選任しております。

4. 補足説明

<p>[穴田卓司氏につきまして] 当社は穴田卓司氏の所属する佐藤総合法律事務所との間で法律顧問契約を締結しておりましたが、2020年4月30日をもって当該法律顧問契約を解約しております。同契約の報酬額は当社が他の弁護士事務所に支払っている顧問料と比較して同程度のものであり、またその報酬額は年間1000万円を超えることがなく、同氏の独立性は確保されていたものと判断しておりましたが、同契約の解約により、同氏の独立性はより一層確保されるものと判断しております。</p> <p>[佐原忠一氏につきまして] 佐原忠一氏が当社の情報管理室長を退職後10年が経過しており、また退職後は当社の業務に関与しておりませんので、同氏の独立性は確保されるものと判断しております。</p>

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。